

入浴中に死亡 「事故」と認定

大阪高裁 損保などに支払い命令

風呂で入浴中に亡くなった。

た男性（当時78）の死亡保険金や死亡補償費をめぐる、のぼせて溺れた事故なので支払うべきだとする受取人と、心疾患が原因だから払えないとする損保会社などが争った訴訟の控訴審判決が1日、大阪高裁であった。石井寛明裁判長は一審判決と同じく受取人側の訴えを認め、損保会社などに計2千万円の支払いを命

じた。

入浴中に亡くなる人は年間2万人弱とされる。訴訟に関わった弁護士は「安易な病死判断への警鐘になる」と判決を評価した。

高裁判決によると、男性は2011年2月、堺市内の自宅で入浴中に死亡しているのが見つかり、医師に「心疾患による溺死」と診断された。男性が経営していた会社の破産管財人

が受取人となり、損保会社「AIU損害保険」（東京）に死亡保険金、「日本中小企業福祉事業財団」（日本フルハップ、大阪市）に死亡補償費を請求したが、「病死」の診断を理由に支払いを拒否された。

判決は、男性には高血圧などの持病はあったが症状は重くなかったと指摘。43度の湯にのぼせたことによる熱中症で意識を失った「事故死」の可能性を排除できないとし、損保会社などの控訴を棄却した。